

## 大東市立自転車等駐車場の利用に関する注意書

### はじめに

「大東市立自転車・自動車駐車場条例」に定められている自転車等駐車場は、自転車等の駐車場を提供するものであり、自転車等をお預かりする施設ではありませんので、市及び各施設の指定管理者は、自転車等の盗難、破損、汚損、紛失等について、一切の責任を負いません。

○自転車等駐車場のご利用にあたりましては、下記の事項を遵守して下さい。

- (1) 駐車する車両は定められた枠内に整然と駐車し、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車は必ずエンジンを停止するとともに、施錠を確実にすること。
- (2) 駐車場内に物品その他のものを放置しないこと。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は駐車中の他の車両を汚損し、破損し、又は滅失しないこと。
- (4) 駐車場内において、みだりにごみを捨て、騒音を発し、喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (5) 許可なく物品の販売若しくは陳列をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (6) 許可なく壁、柱、窓、扉、ガラス等に貼り紙をし、又は釘類を打ち込まないこと。
- (7) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (8) 駐車場内の交通規制、駐車位置、運行中の事故等について、係員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼす行為をしないこと。